

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

加藤 哲也（医療法人偕行会名古屋共立病院）

社会問題を多角的に捉え、専門家が連携することは重要です。高齢者問題専門職ネットワークは、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会、愛知県看護協会等で構成し、研修会等を開催しています。構成団体の会員であれば、事前申込不要・直接現地・無料で参加可能です。

令和3年9月11日にオンラインで開催され、各会から45名程の参加がありました。

1. 障害者差別解消法の改正

報告者：名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田 規貴 氏

令和3年6月4日公布（公布日から3年以内に施行）。主な改正点は以下の3つ。

① 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

障害を理由とする差別の解消の推進に関して連携を図る。具体的な内容は検討中。

② 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

努力義務から義務へ改正。罰則はなく、建設的な対話による解決を求める。

③ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。具体的な内容は検討中。

名古屋市は、同センターでの調整が不調となった場合、「名古屋市障害者差別解消調整委員会」で議論され、斡旋や勧告が可能とされている。勧告に従わない場合、事業者名等を公表されることがある。

2. なごやかエンディングサポート事業（死後事務）

報告者：名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 主幹 弘田 直紀 氏

・事業概要

あらかじめ預託金を預かり、本事業の契約者が亡くなった時に、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を預託金で行う。単身世帯の増加、高齢者の独居率の上昇、未婚率の上昇等が背景となっている。

・事業主体 名古屋市社会福祉協議会が、令和3年2月に開始している。

・対象者 市内在住、70歳以上、明確な判断能力を有する等、7つの要件全てを満たす者

・流れと費用

預託金は、葬儀・死亡後の債務の支払い等に充てる費用（50万円以上）、残存家財処分に掛かる費用（業者の見積額等）を預かる。合計60～190万円程となる。利用者は市社協の審査を受けた後、公正証書遺言を作成した上で契約を結ぶ。相談から契約までの期間は1～6ヶ月。その他の費用として、契約時費用16,500円、年間利用料11,000円等が発生する。

・相談・契約実績

2021年7月までに、相談延件数は287件、契約に至った方は5名。本人からの相談が多い。今後の課題として、預託金を納める事が困難等、低所得者向けの支援を検討する必要がある。

◆次回の予定

日時：令和3年12月18日（土）午後1時～午後3時 オンライン開催

テーマ：各領域における意思決定支援（仮） ※詳細は、会報・ホームページ等で案内予定